

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和4年4月1日（金）15：00～15：44

場 所：日本薬剤師会第2会議室

出 席 者：山本会長、安部副会長、磯部専務理事

提出資料：

- ・ウクライナへの支援金の募集について
（令和4年3月22日付 日薬発第290号）
- ・第107回薬剤師国家試験の結果（抜粋）について
（令和4年3月24日付 事務連絡）
- ・令和4年度日本薬剤師会有功賞（個人）の授賞並びに表彰状・記念品の変更について
（令和4年4月1日付 日薬発第1号）
- ・医療安全を前提とした対物業務の効率化について
（令和4年3月31日 第3回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ資料 日本薬剤師会作成）
- ・離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について
（令和4年3月29日付 日薬業発第492号）
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに係る自己学習用スライドの改版（第1.2版）について
（令和4年3月24日付 事務連絡）

1. 令和4年福島県沖を震源とする地震への対応について

山本会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

3月16日深夜、東北地方を中心とした地震により、宮城県・福島県では震度6強を記録し多数の方々が被災された。これを受け、本会では、災害対策本部を設置したことを報告する。

今後は、被災地及び近隣の都道府県薬剤師会と連絡を取り合い、被災状況の報告を受けた上で、具体的な対策について検討をしていく予定である。

2. ウクライナへの支援金の募集について

山本会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

今般、ロシアのウクライナ侵攻を受け、FIP（国際薬剤師・薬学連合）のWEBサイトでは世界中の薬剤師に対してウクライナへの支援が呼びかけられており、本会では、FIPの募金への協力を通じて、ウクライナの薬剤師等に対する人道的支援を行うことを決定した。

これに伴い都道府県薬剤師会にも、支援金の募集について通知を発出した。

3. 第107回薬剤師国家試験の結果（抜粋）について

山本会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

厚生労働省より、第107回薬剤師国家試験（令和4年2月19日、20日実施）の結果が発表され、試験結果は、受験者数14,124名のうち、合格者数は9,607名、合格率は68.02%となった。

多くの薬剤師が輩出される一方で、新卒合格率高く、既卒合格率が低い傾向が続いている。教育者側も、どのような教育をすれば改善に繋がるのか、今回の国試を踏まえて考えていただきたい。

4. 令和4年度日本薬剤師会有功賞（個人）の授賞並びに表彰状・記念品の変更について

山本会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

令和4年度日本薬剤師会有功賞（個人）は、本年1月12日に開催された本会の理事会にて慎重に審議された結果、213名（80歳以上、日薬会員30年継続）に授賞が決定した。

受賞者には、都道府県薬剤師会を通じて表彰盾を贈る予定である。

5. 医療安全を前提とした対物業務の効率化について

安部副会長より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

3月31日に「第3回薬局薬剤師の業務及び薬局機能に関するワーキング」が、開催された。構成員として、日薬より、橋場 元常務理事 他が出席すると共に、参考人として、一般社団法人日本在宅薬学会 理事長の狭間 研至氏、國峯法律事務所の國峯 孝祐氏、株式会社ユヤマ 学術部部長の森 和明氏が出席された。当該ワーキングの議論において、ポイントとされている4項目について日薬が示した考えについて概要を報告する。

①対人業務を推進する観点から調剤業務の外部委託を推進すべきとの指摘についてどう考えるか。

- ・調剤は、患者の生命・健康に直結する業務で医療安全（医薬品の安全使用）を確保する必要がある、「安全であろう」という前提で進めてはならない。
- ・対人業務を推進するための効率化については、安全性が担保された手段により、推進されるべきである。
- ・専門家として、外部委託は医療安全（医薬品の安全使用）の確保が困難であり、加えて、委託先での過誤・不正、個人情報漏洩といった新たなリスクがある。
- ・これらのリスクを回避するためには高度な管理・監督業務が発生し、効率化やそれに伴う対人業務の充実に繋がるか疑問である。
- ・そもそも薬局には地域への医薬品提供に対応できる体制を整えておく必要がある。

② 処方箋の40枚規制を撤廃すべきとの指摘についてどう考えるか。

- ・質を担保するため規制としての現行規定は妥当と考える。

（理由）

薬局が医療提供施設として調剤業務の質を担保するためには、開設者に一定数の薬剤師を従事させることの規定が必要と思われる。 等

③ 調剤機器、薬剤師以外の職員の活用を適切に行うために、どのような取組みが必要か。

- ・薬局ではこれまでも、それぞれの薬局で、多様な患者に対応できるように、種々の調剤機器を導入してきており、この方向性は今後も推進すべきである。
- ・当該薬局の薬剤師以外の職員の活用に関しては、調剤に従事する当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で、当該薬剤師の責任の下、その都度当該薬剤師の判断で実施されるものであり、すでにその際には研修の実施や手順書の整備等により、実施されている。

④その他、対人業務を推進する上で効率化を検討すべき点はあるか。

- ・患者の情報の容易な共有のためには、ICTの活用も含め、地域医療情報連携の推進が必要では

ないか。

- ・患者の薬物治療の個別最適化のために、オンライン資格確認、電子処方箋、地域医療情報ネットワーク、ウェアラブル端末からの生体情報の取り込み、薬剤服用歴等への記録の効率化を期待し、それらの整備を関係機関で図るべき。
- ・患者の待ち時間を減らすことも念頭に、いわゆる事務的な不備等の解消を目的とした医療機関への問合せの効率化については検討すべき内容であるが、その決定プロセスの透明性や広く公開すること等、運用に留意した検討が必要である。

6. 離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について

磯部専務理事より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

今般、地方分権改革の「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を受け、離島等の診療所における医師及び薬剤師不在時の医薬品提供の考え方について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より通知を受けたことを報告する。

地域における医薬品提供体制は、薬剤師又は医師が調剤したものを供給できる体制を整えることが前提であり、そのために関係部局及び関係団体等が協議・連携して、都道府県の医療計画等に基づき、薬剤師の確保、医療提供施設相互間の連携等により地域の実情に応じた医薬品提供体制の構築に取り組まれていること、そして当該医薬品提供体制の構築について地域で合意が得られていることが重要であるとする。

今般、示された取扱いは、このような取組を行った上で、離島等の診療所において荒天等により医師及び薬剤師がやむを得ず不在となる場合の対応として示されたものである。

各都道府県薬剤師会には、薬剤師・薬局が多職種と連携してその機能を十分に発揮し、地域住民の医薬品アクセスや、適正な医薬品使用できる医薬品提供体制の確保をしていただくよう通知を発出した。

7-1. 誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の環境整備について

磯部専務理事より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

都道府県における無料検査事業「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（以下「定着促進事業」）は、令和3年度内に限り無料とされていたが、令和4年6月末まで延長となったことを報告する。

なお今般、1回当たりの検査キット原価の支援を上限1,500円（税込）とする等の変更点はあるが、実施事業者において生じる各種経費等の支援額上限について変更はないとされた。

都道府県薬剤師会には、引き続き都道府県との連携や、検査事業について対応していただくよう通知を発出した。

7-2. 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて

磯部専務理事より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部並びに同医薬・生活衛生局総務課より、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」の一部を改正について事務連絡を受けたことを報告する。

主な変更点は、「事務連絡『第2 薬局において販売する場合の対応』」の(1)中、陰性の場合の対応として「抗原定性検査の性質上、感染の可能性が否定されたものではない」旨の追記及び、「別添1(購入希望者への説明文書)」についても同様の説明を追記すると共に、「無症状者への使用は推奨されない旨の記載の削除、『別添2(販売時の確認書への署名)』の廃止等である。

また、医療用抗原定性検査キットは薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売にあたっては販売記録の保存が引き続き必要となる。

これらを踏まえて、都道府県薬剤師会宛には、地域の感染拡大防止に資するため、全ての薬局における積極的な取扱いを会員に周知していただくように通知を発出した。

7-3. 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに係る自己学習用スライドの改版(第1.2版)について

磯部専務理事より掲題の件について説明があった。主な内容は以下の通り。

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに係る自己学習用スライドの作成については、令和4年3月18日付けで確認書への署名の廃止等、薬局における取扱いの一部が変更されたことから、自己学習用スライドについても修正を行ったことを報告する。

なお、本会ホームページ掲載の自己学習用スライドについても、近日中に差し替えを予定している。

記者からの質問は以下の通り。

記者：離島等の診療所で医師や薬剤師が不在にしている際の医薬品提供について、このような特例を増やさない対策を伺いたい。

磯部専務理事：各都道府県薬剤師会に対しては、このような特例が増えないように、薬剤師が不足する地域を把握して人材を確保するように要請をしている。

記者：調剤業務の外部委託の導入に関する考え方について、薬剤師で危機感を持つ人と、持たない人がいる。このような中で、今後、薬剤師同士で意識を共有する方法等、具体的な考えを伺いたい。

安部副会長：現段階では、実際に外部委託が行われていないため、想定範囲で議論を行っている。従って、共通したイメージを作れる段階ではない。しかし、日薬の主張として、安全性や対人業務等の考え方は変わらない。今後もワーキング等でしっかりと議論を行いたい。

記者：3月31日に、厚生労働省が発出した「診療報酬改定に係る疑義解釈」について、現場では算定条件等について混乱が生じているところがある。今後、日薬としては現場の声にどのように対応していくのか伺いたい。

安部副会長：疑義解釈については様々なパターンが考えられる。想定できなかった疑義に関しては、日薬で現場の声を収集・整理し対応する必要があると考える。

磯部専務理事：「第3回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」に関する業界紙の報道で、本会が調剤外部委託の導入について反対意見がなく、外部委託を容認しているような報道が一部であったようである。本会は、構成員として出席している橋場専務理事より、当該案件について問題点を適切に申し上げており、外部委託について容認していないことをあら

ためてお伝えする。

記者：第 107 回、薬剤師国家試験の合格者数について会長の見解を伺いたい。

山本会長：数の議論よりも、各薬科大学で行われる教育の質の向上が大事であると考えている。

次回の定例記者会見は、令和 4 年 4 月 13 日 (水)、15 : 00 ~ 16 : 00

以上